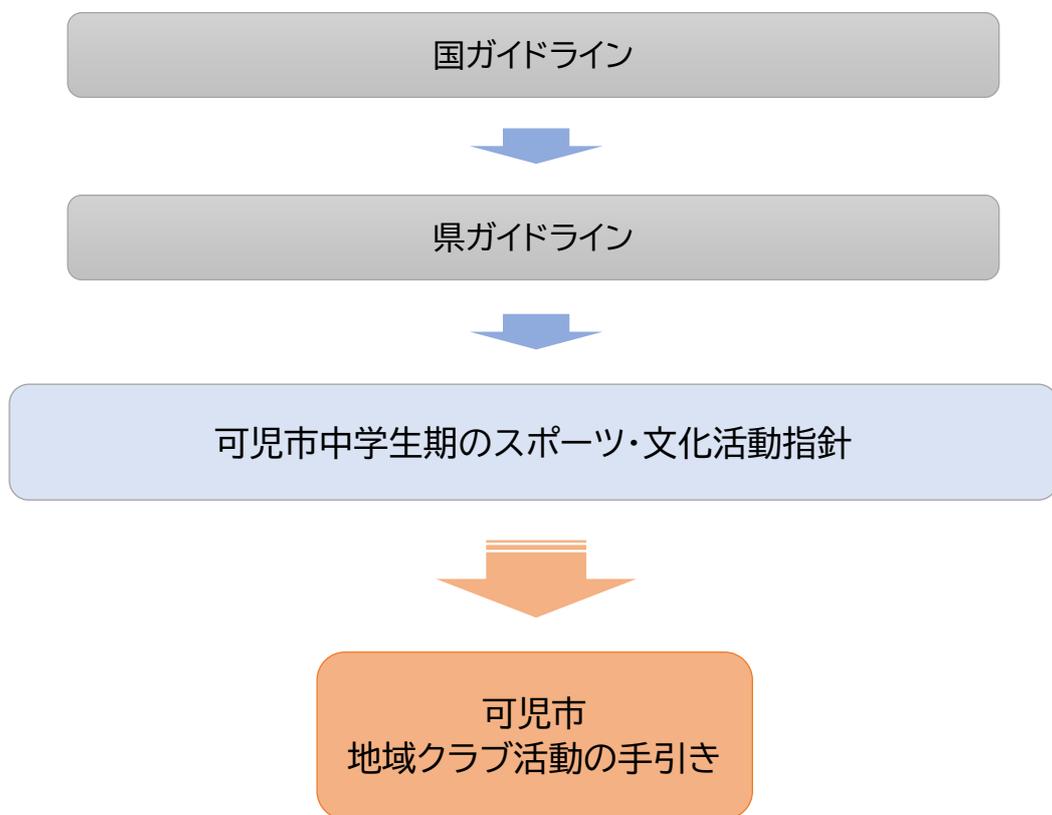


可児市  
地域クラブ活動の手引き

令和 8 年度版

## 『可児市地域クラブ活動の手引き』について

現在、可児市では国及び県のガイドラインをもとに「可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針」を策定しています。「可児市地域クラブ活動の手引き」は、当該活動指針をもとに、作成した包括的な手引きです。可児市における地域クラブ活動においては、本手引きに基づいて活動してください。



# 目 次

1.	地域クラブ活動の運営にあたって	1
	(1) 責任者（保護者代表）	
	(2) 地域指導者	
	(3) 地域クラブ活動の費用負担	
	(4) 保護者会総会	
	(5) 規約、活動計画書、収支計画書	
	(6) 活動時間、休養日	2
	(7) 大会への参加	3
	(8) 地域クラブの活動パターン	4
	(9) 複数校合同部活動の編成	5
	(10) 地域クラブ活動に係る配慮	
2.	安全管理等について	6
	(1) 安全管理・物品管理	
	(2) 熱中症対策	
3.	プラスワン活動について	7
4.	学校部活動、地域クラブ活動の加入について	8
5.	地域クラブの登録から活動開始までの流れ	10
	(1) 新規に地域クラブを設立する場合	
	(2) 地域クラブの登録情報を更新する場合	11
6.	地域指導者について	12
	(1) 地域指導者とは	
	(2) 地域指導者の要件等	
	(3) 地域指導者の勤務内容及び報酬等	14
	(4) 地域指導者の報酬対象日数について	15
	(5) 地域指導者登録から活動までの流れ	17
	(6) 地域指導者の公募	18
7.	地域クラブ活動アプリ（キントーン）について	19
8.	学校部活動と地域クラブ活動の連携	20
9.	可児市立中学校施設の利用について	21
	(1) 利用可能団体	
	(2) 利用施設・日時	
	(3) 体育館施設（体育館・格技室）を使用する場合	22
	(4) 体育館施設以外を使用する場合	23
	(5) 利用時・利用後の注意点	24
	(6) 遵守事項・責任等	
	(7) その他	25
10.	中学校以外の施設利用・減免について	26

11. 個人情報取り扱いについて	28
12. 問い合わせ先・可児市ホームページ	29
別添1：保護者会規約（作成例）	31
別添2：可児UNIC会員 保険の手続きについて	35
別添3：緊急対応マニュアル	37
別添4：応急手当ハンドブック	41
別添5：熱中症対策ガイドライン ～学校教育活動における判断と行動の目安～	47
別添6：熱中症症状・応急対応（厚生労働省パンフレット）	48

## 1. 地域クラブ活動の運営にあたって

地域クラブ活動は、中学校の学校部活動を補完する活動です。地域クラブ活動の運営主体は、「UNIC」が担います。

保護者会は「学校部活動、地域クラブ活動」に所属する生徒の保護者で構成し、活動の支援を行います。

運営にあたっては、以下の事項に留意して実施してください。

### (1) 責任者（保護者代表）

地域クラブ活動の責任者は、参加生徒の保護者の中から選出してください。

### (2) 地域指導者

地域指導者は、「5. 地域指導者について」に示す内容を踏まえたうえで、必要に応じて保護者会から推薦してください。

### (3) 地域クラブ活動の費用負担

地域クラブ活動への参加は、「希望加入制」であり、「UNICへの加入及び年会費」が必要となります。年会費は「1,000円」で、各種事務処理に係る費用として使われます。

可見市では、保護者負担が高額にならないように、「指導者謝金」「保険料（生徒及び指導者）」の費用は市が負担します。また、謝金支払、保険加入等の事務はUNICにて行います。

### (4) 保護者会総会

ア. 全保護者と地域指導者が集まる総会を定期的を開催してください。

イ. 総会では、活動内容、指導内容等について共通理解を図るとともに、諸問題について検討、合意形成を図ってください。

### (5) 規約、活動計画書、収支計画書

ア. 規約、活動計画書、収支計画書については、必ず作成してください。（別添1）

イ. 活動計画書の作成にあたっては、部活動顧問及び指導者とよく話し合って作成してください。また、活動においては、「(6) 活動時間、休養日」に留意しなければなりません。

ウ. 会計については原則口座管理とし、処理は規約により行ってください。

## (6) 活動時間、休養日

### ア. 活動時間

	活動内容	活動時間	夜間練習
①平日	学校部活動	2時間程度	学校部活動・地域クラブ活動
②休日（土曜日、日曜日、祝日）	地域クラブ活動	3時間程度	18：00まで

※生徒の健康管理や事故防止の観点から、顧問と地域指導者は連携を取り合い長時間になり過ぎないように配慮します。

※大会等の場合の活動時間は上記の限りではありませんが、対外試合等はできる限り終日にならないよう配慮してください。また、日頃から合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう心掛けましょう。

### イ. 休養日

	活動内容	休養日	活動自粛期間
①平日	学校部活動	5日間で1日以上	①学校の定期テスト(中間テスト・期末テスト等)前の1週間程度 ②指導者・保護者共に活動場所に不在の場合 ③気象警報及び熱中症警報発令時、又はそれに準ずる気象状況で、学校が部活動を控えている場合 ④校内で法定伝染病が流行し感染の恐れがある場合
②休日	地域クラブ活動	・第3日曜日「家庭の日」 ・土・日曜日のいずれか ・長期休業中におけるオフシーズン	

※平日の学校部活動の活動時間が十分に取れない週については、土日の両日に地域クラブ活動を行うことを認めますが、その場合は、生徒に過度な負担がかからないように十分配慮してください。(次の「過度な負担への配慮」参照)

※大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。

#### 【過度な負担への配慮（活動時間制限：11時間ルールについて）】

平日：2時間程度 1日以上 of 休養日

休日：3時間程度 土日いずれかを休養日

〈例：1週間の活動可能時間〉

月	火	水	木	金	土	日
2時間	2時間	休み	2時間	2時間	3時間	休み
学校部活動					地域クラブ活動	

- ・現在の活動時間ルールにおける最大の活動可能時間は平日8時間+休日3時間=11時間とします。
- ・平日の活動が十分に取れない週や、プラスワン活動により活動を補完する場合も、週の活動合計時間は11時間以内とします。(大会・練習試合等は除く。週の活動時間は、月曜日を起算日として日曜日までで算出する。)

## (7) 大会への参加

### ア. 中体連への大会参加

- ・中体連の大会は、原則学校部活動として参加し、大会の申し込みやコーチ・監督・引率等は学校にて対応してください。

※競技毎に定める参加条件を満たせば、地域クラブとして大会参加することも可能です。「地域移行証明書」が必要となる場合は、文化スポーツ課に申請してください。

- ・登録メンバーやペアの人選等は、地域指導者と顧問で連携して対応してください。

### イ. 中体連以外の大会参加

- ・上記以外の大会については、学校（顧問）と指導者等で協議のうえ参加形態（学校部活動、地域クラブ活動）等を決定します。なお、学校は地域クラブとして参加する場合も、参加申し込みや事務手続き等、可能な範囲で支援をお願いします。

- ・登録メンバーやペアの人選等は、地域指導者と顧問で連携して対応してください。

## 中体連

◎原則学校部活動で参加

## 中体連以外

◎協議にて参加形態決定

### 【注意事項】

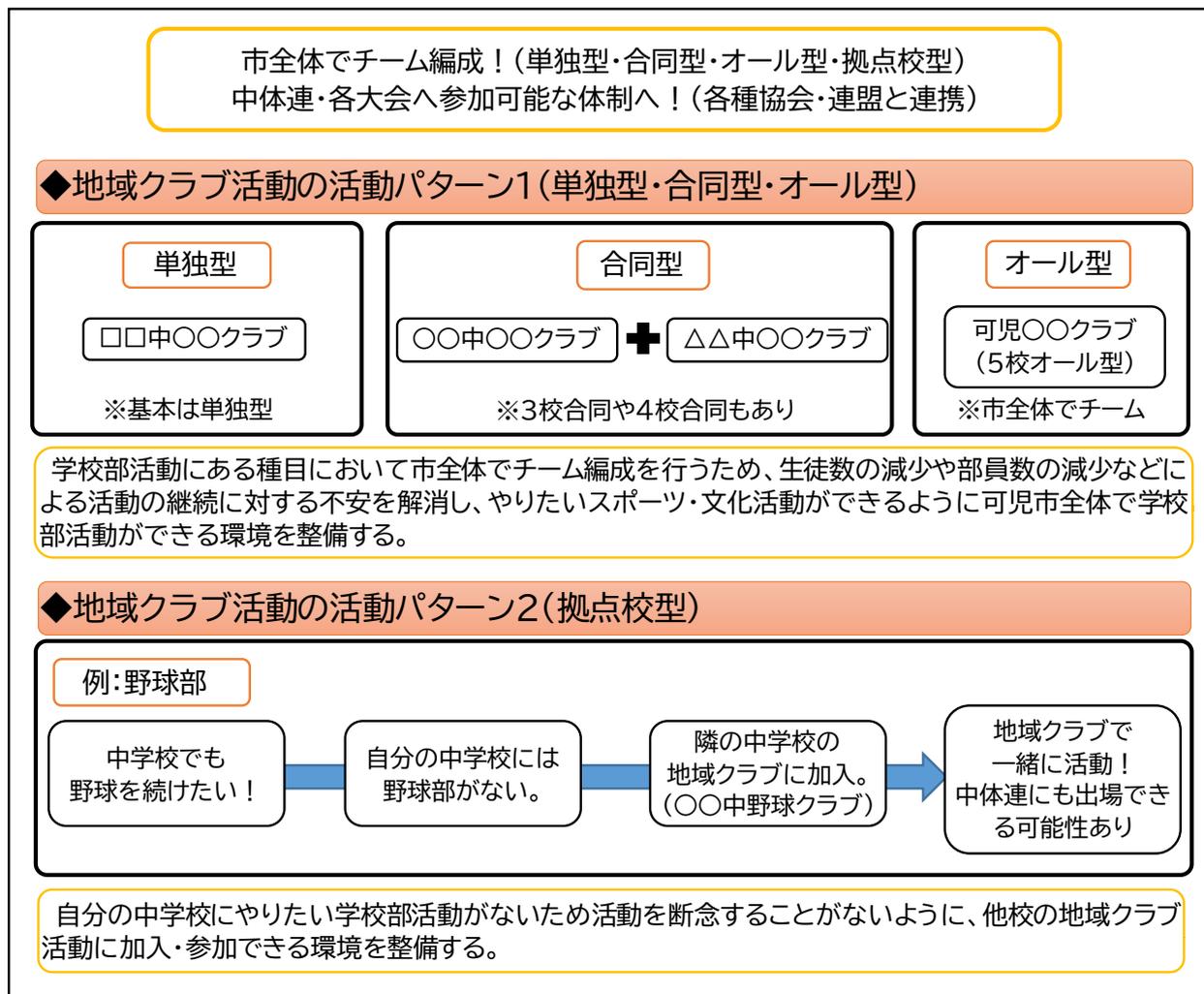
◎各種目協会にて、大会参加規程等が部活動の地域展開に伴い見直されていますので、参加条件を必ず確認してください。

◎中体連以外の大会への参加を地域クラブで参加できるように支援をお願いします。

## (8) 地域クラブの活動パターン

地域クラブ活動は学校部活動が抱える人数不足等に対応するため、下記の2つのパターンにより、「生徒がやりたい活動ができる環境整備」を行います。

チーム編成の基本は「単独型」となりますが、単独で出来ない場合は「合同型」、合同でもできない場合は「オール型」の地域クラブ活動を構築します。



○原則学校部活動として中体連に参加することから、合同方式\*、拠点校方式\*を用いた学校部活動の体制整備を行います。

※合同方式・・・人数不足の学校部活動・地域クラブが合同で活動、チーム編成をする方式

※拠点校方式・・・自分の学校に参加を希望する種目の学校部活動・地域クラブがなく、他校の学校部活動・地域クラブに加入し活動、チーム編成する方式

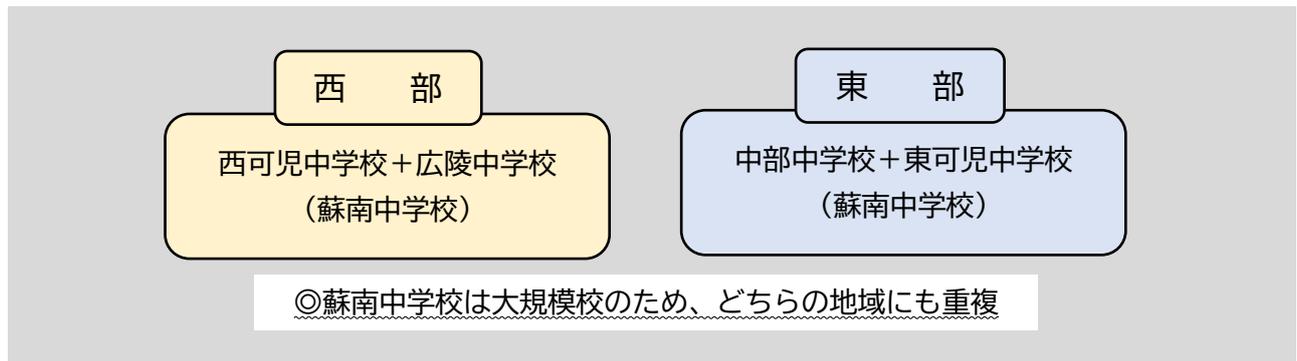
## (9) 複数校合同部活動の編成

### ア. 経緯・背景

複数校合同部活動は、「単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない」、「部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない」等の場合の救済措置として設けられた制度です。また、生徒の「やりたい活動ができる」環境を整えつつ、生徒や保護者、顧問の負担や不安を軽減し、持続可能な学校部活動・地域クラブ活動の推進を図るものです。

### イ. 複数校合同部活動の編成方法

- ①合同方式による複数校合同部活動（以下「合同チーム」）の編成にあたり、市内を2地域（西部・東部）に区分し、それぞれの地域の構成中学校を次のとおりとします。



- ②合同チームについては、移動に伴う生徒の負担等を考慮し、同一地域の学校間で編成するものとし、2地域とも蘇南中学校を除いた2校でチーム編成することを優先します。ただし、各校の部員数や種目の開設状況、合同チームの継続状況、他市町村の学校とのチーム編成等、特別の事情がある場合はこの限りではありません。
- ③合同チームの編成にあたっては、原則として単独でチーム編成ができない学校から母体となる学校に声掛けを行い、協議を開始するものとします。（単独でチーム編成できない学校同士の場合は、どちらから声掛けしても構いません。）
- ④各中学校は、合同チームを編成する場合、生徒、保護者、指導者（外部指導者・地域指導者）に速やかに説明を行い、理解を得るよう努めてください。
- ※上記編成方法は、「拠点校方式による複数校合同部活動」を編成する際にも準用します。
- ※地域クラブ活動は、学校部活動を補完する活動であるため、活動（チーム）体系は学校部活動と同じとなります。

【注意】現在編成されている合同チームを再編するものではありません。

新たに合同チームを編成する際の基本的なルールや考え方となります。

## (10) 地域クラブ活動に係る配慮

生徒が地域クラブ活動に参加しないことを理由に、学校部活動などにおいて不利益となることのないよう十分配慮してください。

## 2. 安全管理等について

### (1) 安全管理・物品管理

- ア. 活動場所、施設設備、用具等の安全点検を定期的に行ってください。
- イ. 生徒の心身の健康状態を常時点検・観察し、状況に応じて適切な指導や対処をするよう努めてください。
- ウ. 怪我、事故、損害賠償等に備え、UNICにてスポーツ安全保険に加入します。なお、万が一、事故が発生した場合は、別添2の「可児UNIC会員保険の手続きについて」に従って、速やかにUNICにご連絡ください。
- エ. 生徒が怪我、体調不良の場合は、以下を参考に適切に対応してください。(別添3、別添4)
  - ・首より上の怪我については、基本的にその生徒の保護者にすぐ連絡し受診を依頼します。  
(頭部を打ったとき、目に何か当たったときなどは特に)
  - ・体調不良(熱中症など)の場合は、本人が自分で帰宅できると言っても、保護者に迎えに来てもらい状況や症状を伝え引き渡します。(体調の急変もあり得る)
  - ・救急を要する怪我、症状の場合は躊躇せず救急車を呼んでください。
  - ・病院で受診をした場合は、受診結果を学校に報告してください。
- オ. 警報発令時等の対応は、学校教育活動に準じることとします。
- カ. 施設や用具に破損等が生じた場合は、速やかに学校及びUNICへご連絡ください。
- キ. 学校部活動で使用している物品は原則学校部活動と同様に使用できますが、使用する場合は事前に学校と協議してください。

### (2) 熱中症対策

本格的な夏のシーズンでは、地域クラブ活動においても熱中症の発生が危惧されるところです。地域クラブ活動は、学校部活動に準ずる活動であるため、熱中症についても学校と同等の対応をする必要があります。

#### 【対応・判断】

熱中症対策については、岐阜県教育委員会策定の「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～」(別添5)に基づき対応いただくこととなります。

つきましては、スポーツ及び屋外での活動に関しては、活動開始時及び1時間毎に「暑さ指数(WBGT)」を計測いただき、連絡票に記録いただくこととしますので、よろしく願いいたします。(対応期間は6月～9月末まで。記録方法は別添7を参照。)

なお、暑さ指数を計測・記録することは、生徒や指導者等の安全確保はもとより、第三者に対して活動の妥当性を示すことにもつながりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※「屋外用の暑さ指数測定器」の保管場所は、各学校にお尋ねください。

(体育館及び格技場については、施設内に設置してあります。)

※日頃から水分補給や休憩時間の確保、生徒の様子等には配慮願います。

※暑さ指数が31℃以上の場合は、スポーツ活動は原則中止です。

※環境省のLINEアプリ等も活用いただくと便利です。

※熱中症の主な症状、応急処置については厚生労働省のパンフレットをご参照ください。(別添6)

### 3. プラスワン活動について



プラスワン活動は、保護者会において生徒の希望により、部活動及び地域クラブ活動にプラスして行う活動です。

プラスワン活動を実施するにあたっては、週の合計活動時間が11時間以内であれば、地域クラブ活動による休日の部活動を「プラスワン活動」として実施することができます。

ただし、プラスワン活動の時間制限は、地域クラブ活動の時間制限と同様「平日2時間程度」、「休日3時間程度」とします。

(指針から抜粋)

地域クラブ活動を行う保護者会において、活動をさらに求めようとする希望生徒が、学校部活動及び地域クラブ活動にプラスする活動（プラスワン活動）として、保護者の管理下（学校の管理外）で、自発的・自主的に行うUNIC活動。

(1) 活動時間

- ① 平日の下校後
- ② 休日（土曜日、日曜日、祝日）
- ③ 長期休業日（夏季、冬季）

(2) 責任者

- ・ 保護者会の代表者。

(3) 団体登録

- ・ UNICにて登録する。（活動名は地域クラブ活動名と同じ）

(4) 指導者

- ・ 地域指導者。

(5) その他

- ・ 生徒・指導者は、傷害保険に加入する。（費用は市が負担。）
- ・ 責任者及び指導者は、けが、事故、諸問題は責任者を中心に適切に対処し、責任を負う。
- ・ プラスワン活動の実施の有無は保護者会にて決定する。
- ・ プラスワン活動はUNICの登録団体であるが、運営はすべて保護者会にて行う。
- ・ 責任者、団体登録、指導者、その他については、地域クラブ活動における登録内容を兼用する。
- ・ 責任者及び指導者は、当活動に参加しない生徒が、参加しないことを理由に（学校部活動などにおいて）不利益となることがないように十分配慮する。

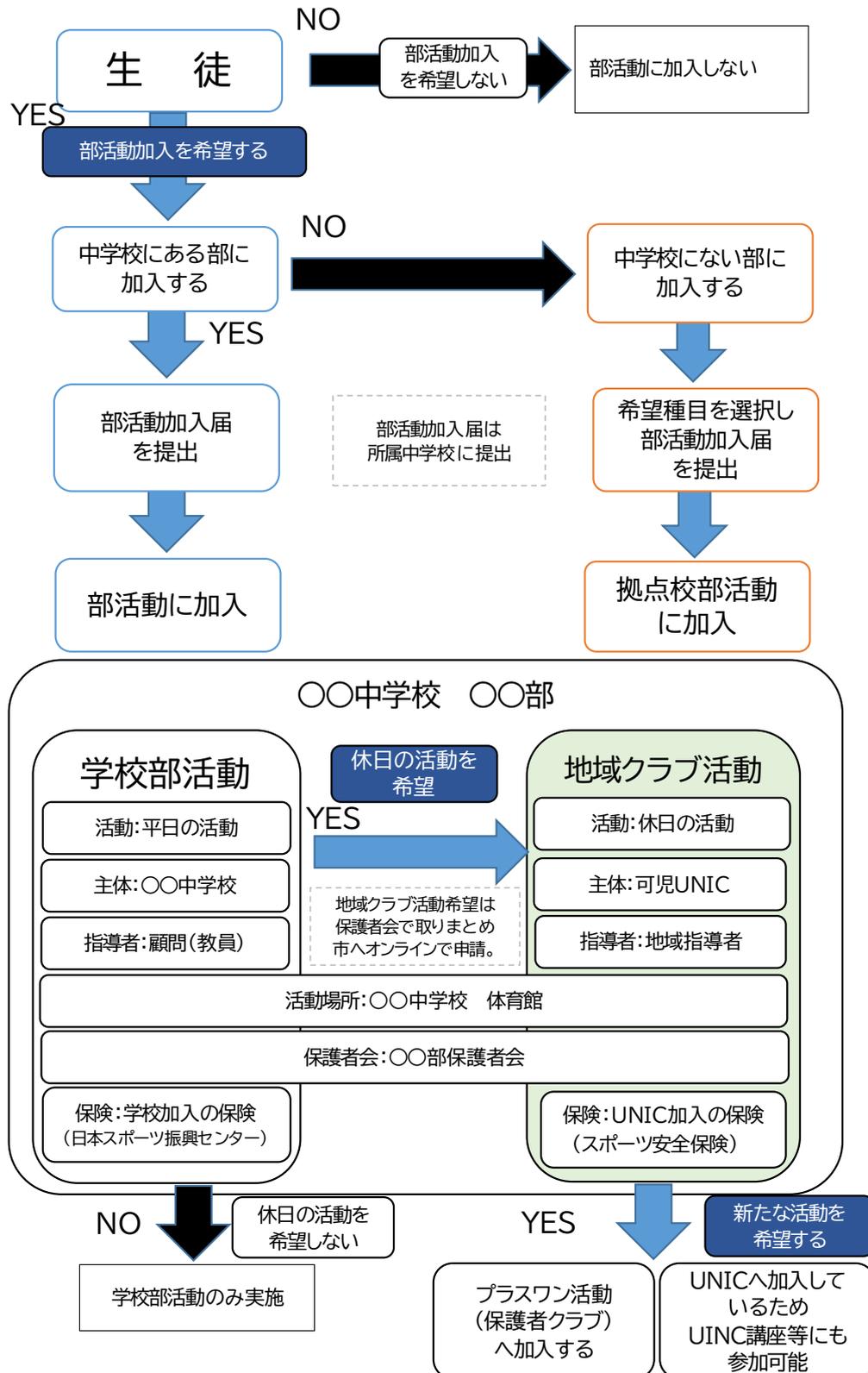
※プラスワン活動は「地域クラブ活動」を補完する形で実施する活動である。そのため本指針に示す活動時間及び休養日の範囲内で行われる活動とする。

#### 4. 学校部活動、地域クラブ活動の加入について

現在、可児市では平日は「学校部活動」、休日は「地域クラブ活動」として活動しています。

また、地域クラブ活動は、学校部活動にある種目をもとに、中学校区を基本単位として可児市全体で活動ができる体制・チーム編成をしています。

学校部活動及び地域クラブ活動への加入は以下のとおりです。



## 学校部活動及び地域クラブ活動の入部パターン

自校加入パターン	自分の中学校にある		自分の中学校にない
	学校部活動	地域クラブ活動	地域クラブ活動 (学校部活動にも加入となる)
パターン1 学校部活動+地域クラブ活動	○ (加入する)	○ (加入する)	✕ (加入できません)
パターン2 学校部活動のみ(休日活動しない)	○ (加入する)	✕ (加入しない)	✕ (加入しない)
パターン3 学校部活動のみ(休日なし部活)	○ (加入する)	— (地域クラブ活動未設置)	✕ (加入しない)

他校加入パターン	自分の中学校にある		自分の中学校にない
	学校部活動	地域クラブ活動	地域クラブ活動 (学校部活動にも加入となる)
基本パターン1 他校の部活動への参加	✕ (加入しない)	✕ (加入しない)	○ (加入する)
特殊パターン1 他校の部活へ参加+平日は自校	○ (加入する)	✕ (加入しない)	○ (加入する)
特殊パターン2 他校の部活へ参加+平日は自校	○ (加入する)	— (地域クラブ活動未設置)	○ (加入する)

※ 自分の中学校にない部活動に参加する場合、平日の拠点校の学校部活動には移動等が困難なため、参加できません。

※ 特殊パターン1は、拠点校への参加をメインとして、平日に拠点校に参加できないので、自分の中学校にある部活動に参加します。(例:平日は陸上部、休日はバドミントン部、大会参加はバドミントン部)

※ 特殊パターン2は、文科系部活動には地域クラブ活動を設置していない(休日に活動しない)部活動があるため、休日は拠点校の部活動に参加します。(例:平日は美術部、休日はソフトボール部)

NGパターン	自分の中学校にある		自分の中学校にない
	学校部活動	地域クラブ活動	地域クラブ活動 (学校部活動にも加入となる)
NGパターン1 地域クラブ活動のみ参加(自校)	✕ (加入しない)	○ (加入する)	✕ (加入しない)
NGパターン2 地域クラブ活動のみ参加(他校)	✕ (加入しない)	○ (加入する)	○ (加入する)

※ 地域クラブ活動のみに加入することはできません。また、地域クラブ活動を二重に登録はできません。

※ 地域クラブ活動は学校部活動を補う活動のため、学校部活動に加入しないと地域クラブ活動に加入できません。

## 5. 地域クラブの登録から活動開始までの流れ

休日に活動をしようとする場合、地域クラブ活動の届出をしなければなりません。活動を開始するまでの流れについては、以下の通りです。

(1) 新規に地域クラブを設立する場合	
設立の流れ	内容
①部活動保護者会による協議 (休日の活動の有無)	・部に加入した生徒の保護者会を開き、休日の活動の有無、参加メンバー、地域指導者、保護者代表等について話し合います。
②可児市への届出 (活動開始、保護者代表の届出)	・保護者代表は、可児市(以下「市」)へ『地域クラブ活動届出書(兼保護者代表者申出書)』を市HPからオンライン(ロゴフォーム)で申請します。
③地域クラブの会員登録 (生徒、地域指導者の会員登録)	・生徒保護者、地域指導者は、市HPから会員登録を地域クラブアプリ(以下「キントーン」)で行います。
④保護者会総会の開催 (規約、活動計画、収支計画)	・地域クラブ活動に参加する生徒の全保護者と地域指導者が集まる総会を開き、規約、活動計画、収支計画を作成します。(別添1)
⑤UNIC「地域クラブ」を設置	・市から送致された登録情報をもとに可児UNICスポーツクラブ(以下「UNIC」)にて「地域クラブ」を設置します。 ・設置と同時に、登録情報をもとにUNIC会員登録、地域指導者登録、保険加入手続きを行います。
⑥UNIC年会費のお支払い	・UNIC事務局へ会員(参加生徒)1人当たり1,000円の年会費を支払います。 <u>※年会費の支払い確認後にスポーツ安全保険に加入します。</u> <u>(月末までの支払い→当該月1日まで遡り保険適用)</u>
⑦地域クラブ活動開始	・地域クラブ活動を開始します。

※会員登録方法、登録状況の確認方法の詳細は、市HPをご確認ください。

(2) 地域クラブの登録情報を更新する場合

更新の流れ	内容
①可児市へ届出 (3月下旬〆切)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き地域クラブ活動を行う場合、保護者代表は市へ『地域クラブ活動届出書(兼保護者代表申出書)』を市HPからオンライン(ロゴフォーム)で申請します。</li> <li>※保護者代表に変更が生じる場合、必ず提出してください。</li> </ul>
②生徒登録、地域指導者登録 (4月以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域クラブへ参加する生徒保護者と、指導、サポートする地域指導者は、個人のスマートフォンで、市HPからキントーンで登録します</li> <li>※登録は毎年更新が必要です。</li> </ul>
③保護者会総会の開催 (規約、活動計画、収支計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域クラブ活動に参加する生徒の全保護者と地域指導者が集まる総会を開き、規約、活動計画、収支計画を更新します。(変更等がなければ更新不要ですが、新規加入の生徒保護者と共有、合意形成を図ります。)</li> </ul>
④UNIC「地域クラブ」の登録情報を更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>市から送致された登録情報をもとにUNICにて「地域クラブ」の登録情報を更新します。</li> <li>登録情報をもとにUNIC会員登録、地域指導者登録、保険加入手続きを行います。</li> </ul>
⑤UNIC年会費の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>UNIC事務局に会員(参加生徒)1人当たり1,000円の年会費を支払います。</li> <li>※年会費の支払い確認後にスポーツ安全保険に加入します。 (月末までの支払い→当該月1日まで遡り保険適用)</li> </ul>
⑥地域クラブ活動開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域クラブ活動を開始します。</li> </ul>

※以下の場合も更新・登録が必要となります。

9月末頃：3年生引退後の新チーム編成に伴う代表者(生徒保護者)の変更

地域クラブ活動届出書(兼保護者代表申出書)の提出

随 時：生徒の入退部、地域指導者の追加、退任など

## 6. 地域指導者について

### (1) 地域指導者とは

様々な活動経験や知識を活かして、市内のスポーツ系・文科系部活動の指導や支援を行うとともに、スポーツ・文化活動を通じて中学生の健全育成や学校教育との連携など、中学生期のスポーツ・文化活動の発展に貢献していく地域人材のことで、市に登録して指導にあたります。

### (2) 地域指導者の要件等

地域指導者の区分、要件等については以下のとおりです。地域指導者の管理下であっても、登録していない者が指導にあたることのないようにしてください。

(指針から抜粋)

#### 地域指導者の区分

地域指導者に「指導者」及び「サポーター」の2つの区分を設け、地域指導者として登録（新規または継続）する際に、どちらかの区分を選択する。それぞれの区分については、次のとおり定義する。

**指導者**：日頃から活動種目に関する知識技能、指導技術等の習得・向上に努めるとともに、学校と連携し、学校部活動の教育的意義も踏まえながら、地域クラブ活動において生徒の指導等にあたる者をいう。

**サポーター**：学校部活動の教育的意義も踏まえながら生徒と関わり、活動時の見守りや球拾い等、地域クラブ活動において補助的支援にあたる者をいう。

#### 地域指導者の要件

地域指導者は、以下の条件を満たした社会人とする。

##### 【指導者・サポーター共通事項】

- ア 成人（18歳）に達している。（学生、教職員も可とする）
- イ 市が実施または指定する指導者講習会を受講している。
- ウ 市の指針等に基づいて生徒と関わることができる。

##### 【指導者のみ対象事項】

- エ 国・県のガイドライン及び、市の指針等に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）
- オ 研鑽を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（種目に関する知識技能、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている。
- カ 長期的・継続的に指導できる。（原則1年以上とするが、3年以上が望ましい）

#### 地域指導者の推薦

- ① 地域指導者（指導者及びサポーター）は、保護者会からの推薦を基本とする。
- ② 保護者会と学校にて指導者が確保できない場合は、市（文化スポーツ課）に相談するものとし、市は体育連盟、各種目協会、文化団体等と協力して指導者の確保に努めるものとする。

#### 地域指導者の委嘱・登録取り消しについて

##### 【指導者・サポーター共通事項】

- ・下記のふさわしくない行為の通報が、市（文化スポーツ課）にあった場合、市は事実が確認できるまで、地域指導者としての活動を一時停止する。
- ・市は学校、保護者、地域クラブ関係者等を通じて、事実確認を行う。
- ・地域指導者の行為を「ふさわしくない」と判断した場合、市が委嘱・登録を取り消す。（事案によっては、学校、保護者、地域クラブ関係者、可児UNICスポーツクラブ等とふさわしくない行為について審議することもある。）

※ ふさわしくない行為…暴言、暴力、セクシャルハラスメント、人権侵害、学校の規則を守らない、顧問の指示や連絡等の無視、生徒及び保護者との継続的なトラブル、及び不適切な言動により、クラブ活動上不利益を生じさせたり、活動環境を害したりすること。  
（例：特定の生徒とSNS等でやり取りする、人格を否定する言動等）

あ

#### 地域指導者の資質向上と生徒の心身の健康管理について

- ① 地域指導者は、自己研鑽に努め、指導者講習会や研修会に積極的に参加するようにする。
- ② 地域指導者は、学校部活動、地域クラブ活動全てにおいて、生徒の命を守ることを大前提に置き、生徒の健康状態を把握し、活動状況を観察したり声をかけたりし、施設設備や用具の安全確認を定期的に行うなど、けがや事故、諸問題の未然防止に努める。また、それらが発生した場合は迅速、正確、適切に対処する。特に熱中症については、夏季活動時の「暑さ指数」の測定（暑さ指数が31℃以上の場合、スポーツ活動は原則中止）をはじめ、水分・塩分の補給、休憩の取得、軽装や着帽等、熱中症の未然防止、症状発生時の適切な対処（体温の冷却、病院への搬送等）について配慮する。
- ③ 地域指導者は、V-4「活動時間や休養日等について」を理解し、状況に応じて、生徒、保護者等と相談し、適切な対応を取る。（活動の中止、活動時間の短縮、休養日の変更等）
- ④ 地域指導者は、生徒への配慮とともに保護者の負担も考慮し、練習や大会、対外試合、対外交流等を精選する。また、そのことについて生徒や保護者と十分に話し合い、計画的に活動を進める。
- ⑤ 地域指導者は、規定の時間や内容で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行えるようにする。

### (3) 地域指導者の勤務内容及び報酬等

地域指導者の区分（指導者・サポーター）毎の報酬額は、次の通りです。

（指針から抜粋）

地域指導者の勤務内容及び報酬の対象者・金額・支給条件等は、「指導者」及び「サポーター」の区分毎に次のとおりとする。

#### 【指導者】

##### ① 勤務内容

勤務日時：休日（土曜日、日曜日、祝日）の1日3時間程度

主な職務：休日の地域クラブ活動における実技指導

※これまで学校が担ってきた指導以外の部分（大会の参加申込みや引率・監督、施設の利用調整等）については、学校が中心となって地域に展開できる仕組みを構築し、種目差・地域差等を考慮しながら段階的に地域に展開していく。

##### ② 報酬

対象者	地域指導者のうち、「指導者」として登録した者	
報酬額	1,000円/時間（1日当たり3時間限度）	
ひと月の上限 （1日の指導者 配置上限は2名）	1日	1,000円×3時間=3,000円
	ひと月	月に土曜日が4回の場合 ⇒3,000円×4回=12,000円 月に土曜日が5回の場合 ⇒3,000円×5回=15,000円

#### 【サポーター】

##### ① 勤務内容

勤務日時：指導者に同じ

主な職務：休日の地域クラブ活動における補助的支援

##### ② 報酬

対象者	地域指導者（「サポーター」又は「指導者」）として登録した者	
報酬額	1,000円/日	
ひと月の上限 （1日のサポーター 配置上限は2名）	1日	1,000円×1日=1,000円
	ひと月	月に土曜日が4回の場合 ⇒1,000円×4回=4,000円 月に土曜日が5回の場合 ⇒1,000円×5回=5,000円
その他	「指導者」として登録している者を、サポーター報酬の対象とする場合は、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び1時間以上の指導を行っていることが条件となる。	

#### 【注意事項（指導者・サポーター共通）】

- ・クラブ毎に主な活動を行う曜日が異なるため、月の『土曜日』の日数を基準とし、算定する。（対象月の土曜日が4日間の場合「4回」、5日間の場合「5回」）
- ・報酬は、「指導者」、「サポーター」の区分を問わず、同一人につき対象月の土曜日の回数分を上限とする。ただし、複数クラブで地域指導者として登録している場合は、地域クラブ毎に上限回数を適用する。
- ・プラスワン活動は、報酬の対象外とする。

(4) 地域指導者の報酬対象日数について

ア. 報酬対象上限について

主な活動日を「土曜日」に設定している場合であっても、活動状況によって「日曜日」に変わったり、「祝日」に活動を行ったりすることがあります。各地域クラブによって、主な活動日が異なるため、『土曜日』を報酬額算定の基準とし、各月の報酬上限回数を設定します。

- ・「1ヶ月」の報酬対象の日数上限は、『土曜日』の回数（5回 or 4回）
  - ・「1日」の報酬対象の人数上限は、各指導者区分2名まで
- ⇒つまり、
- ・1ヶ月で地域指導者1人あたりの上限回数は、5回 or 4回
  - ・1ヶ月で地域クラブあたりの上限回数は、「合計」10回 or 8回まで（※11時間ルール以内）

そのため、地域指導者1人あたりの各月上限回数と、地域クラブ内での各月の上限回数は、次のとおりです。

R8	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1人の 上限回数	4	5	4	5	5	4	5	4	4	5	4	4
指導者 合計 最大回数	8	10	8	8	10	8	10	8	8	10	8	8
サポーター 合計 最大回数	8	10	8	8	10	8	10	8	8	10	8	8

※「指導者」、「サポーター」の区分を問わず、同一人につき対象月の土日の回数分を上限とする。

※複数クラブで地域指導者登録している場合は、地域クラブ毎に上限回数を適用する。

イ. 1ヶ月に各指導者区分3人以上報告した場合の「割振りルール」について

- ・出勤回数が多い人を優先。上限回数（5回 or 4回）まで割振る。
- ・地域クラブ内の最大回数から上記分を引いた残りを、他の地域指導者へ割振る。
- ・同じ出勤回数の人がいる場合、同回数の人数で割る。
- ・合計8回 or 10回を超える場合は、クラブに対象者を確認。

対象者	出勤回数	割振り後	備考
Aさん	6	5	・1ヶ月、最大5回
Bさん	3	3	・出勤回数が多い人を優先
Cさん	2	1	・残り(10-8=2回)を他メンバーに割り振る。 ※同じ出勤回数の場合、同回数の人数で割る ※合計10回を超える場合は、クラブに対象者確認。
Dさん	2	1	

※1ヶ月に『土曜日』が「5回」の場合

下の例では、報酬対象は次のとおりとなる。

2026年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

【表示例】

	Aさん1名で指導		Cさん1名で指導
	Bさん1名で指導		Dさん1名で指導
	A Bさん2名で指導		C Dさん2名で指導

【報酬の上限】

- ・1ヶ月で地域指導者1人あたりの上限回数は、5回。(『土曜日』が5日間あるため)
- ・1ヶ月で地域クラブあたりの上限回数は、「合計」10回まで(※11時間ルール内であること)

【報酬対象の回数】

- ・指導者Aさん 出勤回数6回 → 報酬対象5回
  - ・指導者Bさん 出勤回数3回 → 報酬対象3回
  - ・指導者Cさん 出勤回数2回 → 報酬対象1回
  - ・指導者Dさん 出勤回数2回 → 報酬対象1回
- として、報酬額をUNICにて計算。

### (5) 地域指導者登録から活動までの流れ

地域指導者登録の流れは次の通りです。なお、指導者講習は、今後地域指導者になりたい方も参加可能です。

地域指導者登録の流れ	内容
①指導者講習【WEB版】の受講	<ul style="list-style-type: none"><li>・市HPから指導者講習動画を視聴し、eラーニング（ロゴフォーム）を受験します。</li><li>・<u>eラーニングを受験した際の「受付番号」を必ず控えてください。</u> <u>キントーンでの地域指導者登録の際に必要です。</u></li></ul>
②保護者会からの委嘱 地域指導者登録	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者会からの指導依頼を受け、地域指導者登録を市のHPからキントーンで行います。</li></ul>
③事前打合せ	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域指導者と学校（顧問）、保護者会と活動日や時間、活動内容についての事前打合せを行います。</li></ul>
④指導の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域クラブ活動の趣旨を遵守し、地域指導者の資質向上と、生徒の心身の健康管理に努めた指導を実施します。</li><li>・指導にあたっては、部活動を補完する活動であるため、部活動顧問と連携して指導にあたります。</li></ul>
⑤出勤簿の入力、活動報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤簿の入力及び活動報告を、市のHPからキントーンで行います。</li></ul>
⑥報酬の受け取り	<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤簿による勤務実績から報酬額を算出し、四半期ごとにUNICから登録口座へ報酬を支払います。</li><li>※報酬の支払いについては、「4. 地域指導者について（3）地域指導者の報酬内容及び報酬等について」に準じます。</li></ul>

※地域指導者登録の更新は毎年必要です。指導者講習【WEB版】の受講も地域指導者登録の更新に伴い、毎年受験が必要です。

※令和8年度から地域指導者講習の「修了証」の発行は廃止します。必要な場合は可児市文化スポーツ課までご連絡ください。

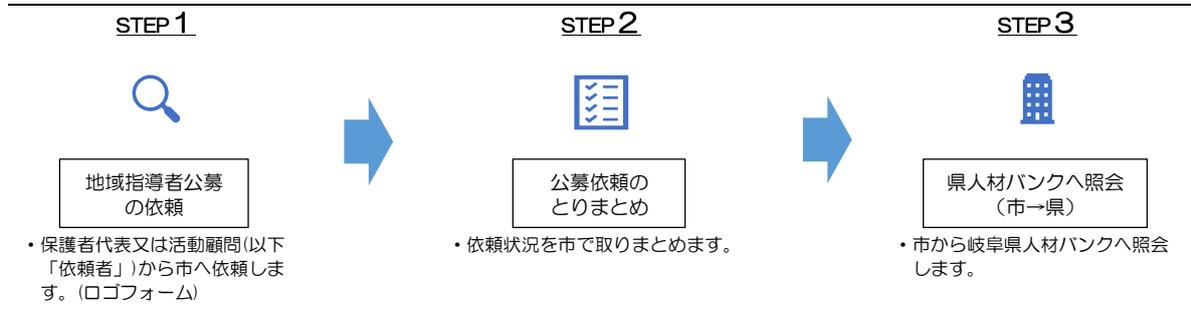
※兼職兼業の申請等で、「地域指導者登録証」が必要な場合は、可児市文化スポーツ課までご連絡ください。

## (6) 地域指導者の公募

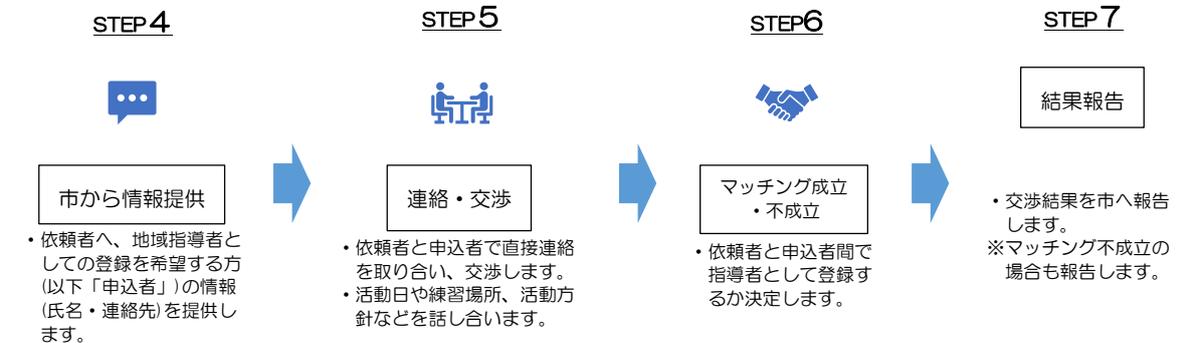
地域クラブ活動における持続可能な指導体制の構築を目指し、県の人材バンクを活用しながら、可見市においても必要に応じて、「地域指導者の公募」を行います。

公募の依頼方法等は市HPをご確認ください。

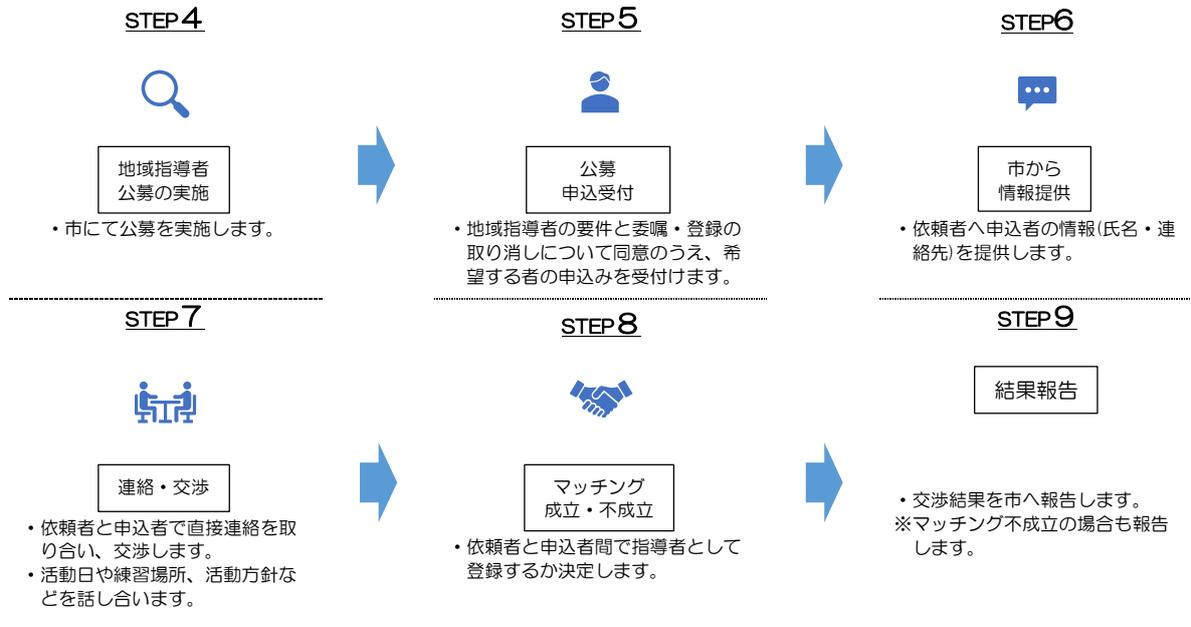
### ◆公募から「地域クラブ」と「地域指導者」のマッチングまでの流れ



#### ①県人材バンクに**対象者がいる**場合



#### ②県人材バンクに**対象者がいない**場合



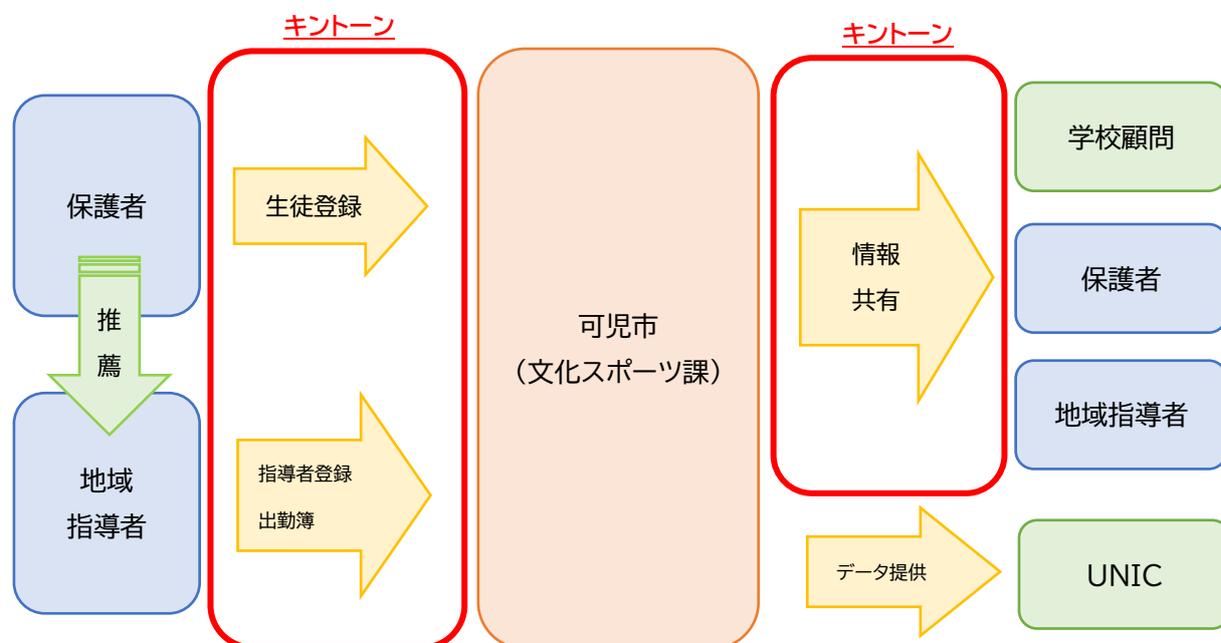
※「サポーター」は公募の対象には含めず、「指導者」の確保を優先します。

※地域クラブまたは学校と申込者間での直接交渉については、必要に応じて市(文化スポーツ課)が立ち会います。

## 7. 地域クラブ活動アプリ(キントーン)について

### (1) 地域クラブ活動アプリ (キントーン) とは

保護者又は地域指導者自身のスマートフォンから、地域クラブの会員登録(生徒、地域指導者)及び、地域指導者の出勤簿報告を行うアプリです。(ダウンロードは不要)



### (2) キントーンで行うこと

地域クラブ活動にかかる次の事項をキントーンで行います。

#### ①参加生徒の登録<sup>※1</sup> (保護者、生徒情報)、登録情報の確認

- ・参加を希望する生徒保護者のスマートフォンから、キントーンを通じ、市へ会員登録を行います。

#### ②地域指導者の登録<sup>※1</sup> (承諾書) 登録情報の確認

- ・推薦を受けた地域指導者のスマートフォンからキントーンを通じ、市へ登録を行います。

#### ③出勤簿の入力<sup>※2</sup>、確認、修正

- ・登録地域指導者のスマートフォンから出勤簿の入力及び確認、修正と活動場所及び活動内容の報告を行います。

※1 保険加入手続きの都合上、必ず活動開始月の月末までに登録してください。一度登録すれば年度内は有効です。(スマートフォンから自身及び同クラブ内の登録状況の確認ができます。)

※2 地域クラブ毎に出勤簿の入力ができるのは、指導者2人・サポーター2人までです。3人目の入力はできません。各区分2人以上出勤した場合は、必ず謝金受取対象者をお話し合いのうえ、入力してください。(出勤簿は毎月末日までに入力・修正してください。前月分の入力・修正はできません)

## 8. 学校部活動と地域クラブ活動の連携

地域クラブ活動は、学校部活動を補完するものとして、地域の力を借りて、地域の活動として実施していくものです。

休日の学校部活動は「UNIC」に移行し、地域クラブ活動として実施することに伴い、休日の指導は「地域指導者」に移行され「部活動顧問」が指導する機会は減少します。しかし、当面は平日の学校部活動は引き続き学校主体で実施されるため、技術指導、生徒指導両面で、より地域クラブ活動の地域指導者との連携を図っていく必要があります。

部（学校）は「三者代表会議」を、地域クラブ活動は「二者連携会議」を定期的に開催し、活動内容、指導内容、生徒の実態（心身や技能の状況、仲間関係）等について、共通理解を図ります。

意見や要望、諸問題についてはその場で検討し、合意形成を図り、その後の指導・支援が適切に行われるようにします。また、各責任者は、必要に応じて諸会を開催してください。

※三者代表者会：学校が主催する、学校（校長、各顧問等）・各部保護者代表・全外部指導者の三者における会。

※二者連携会議：地域クラブが主催する、全保護者・指導者の二者における会。

## 9. 可児市立中学校施設の利用について

### (1) 利用可能な活動

地域クラブ活動は、基本的には所属する学校施設を利用していただくことになります。

利用可能団体は、以下のとおりです。

- ・地域クラブ活動：「可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針」に基づく届出を行い、UNICの活動として登録された団体「地域クラブ活動」です。
- ・プラスワン活動：学校部活動及び地域クラブ活動を行う保護者会において、活動をさらに求めようとする希望生徒が、プラスの活動（プラスワン活動）として、保護者の管理下（学校の管理外）で、自発的・自主的に行う活動です。プラスワン活動として学校施設を利用する場合も、本手引きに従って利用してください。

### (2) 利用施設・日時

利用できる施設は、下表のとおりです。日時については、休日の8時から18時の利用となります。

※18時以降に学校施設を利用したい場合、スポーツ系活動場所は「可児市立小中学校体育施設開放事業」での利用（テニスコートは除く）となります。なお、文化系活動場所は18時以降の利用はできません。

〈スポーツ系活動〉

学校	施設名			
蘇 南	グラウンド	体育館	テニスコート	格技場
中 部	グラウンド	体育館	テニスコート	武道場
西可児	運動場	体育館	テニスコート	格技室
東可児	運動場	体育館	テニスコート	格技室
広 陵	運動場	体育館	テニスコート	格技室

〈文化系活動〉

学校	吹奏楽部	技術・科学・パソコン	文化創作
蘇 南	第1音楽室 第2音楽室 北舎4階普通教室	ロボコン：金工室	—
中 部	第1音楽室 第2音楽室 北舎4階普通教室	技術棟	—
西可児	第1音楽室 第2音楽室 調理室・理科室 被服室・美術室	—	—
東可児	音楽室1 音楽室2 調理室・被服室	—	多目的室 大広間
広 陵	第1音楽室 第2音楽室 ワークスペース	—	—

※文化系活動については、活動場所が限定されます。

### (3) 体育館施設（体育館・格技室）を使用する場合

今まで所属する中学校の体育館を使用する場合、学校（顧問）が活動日を調整していましたが、学校体育館施設予約のオンライン化に伴い、令和8年度から地域クラブがオンラインで予約する形に変更しました。

#### ア. 利用者の区分

「休日日中」の予約を取る場合と、「休日日中以外」の予約を取る場合で、利用者区分が異なります。

活動時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:00~18:00						<b>地域クラブ活動：優先団体</b> 利用者区分：学校開放（スポ少・地域クラブ） 予約日：前月1~3日 減免：100% 調整会議：出席不要（追加利用申請ない場合）	
18:00~22:00	<b>プラスワン活動：一般団体</b> 利用者区分：学校開放（一般） 予約日：前月5~12日 減免：100% 調整会議：出席不要（追加利用申請ない場合）						

※休日日中に行う体育館を使用する種目の地域クラブ活動のみ、所属する学校の体育館を優先的に予約できます。

※休日日中以外にプラスワン活動を行う場合、「優先団体」と「一般団体」の2つの利用者登録が必要です。

※保護者管理下のプラスワン活動は、一般利用団体ですが、活動時間が週11時間以内の利用料は減免です。

#### イ. 予約申請の流れ

<5月利用の場合>

	スケジュール 仮決定	事前調整	優先団体 入力期間	オンライン申請 入力不可	一般団体 入力期間	オンライン申請 入力不可		
スケジュール	~3月20日※	21日※~月末	4月1日~3日	4月4日	4月5日~12日	4月13日	調整会議 (22日or23日)	4月28日~月末 (8:30~19:00)
・利用者 (優先団体) 地域クラブ	・クラブ活動日を 決定(仮)	・クラブ間で 重複分を調整 ・活動日決定	・一次利用申請	・抽選結果 メール受信			・追加利用申請 (当該校のみ)	・B&Gで2次申請
・利用者 (一般団体)					・利用申請	・抽選結果 メール受信	・納付書受領 ・追加利用申請 (当該校のみ)	・B&Gで2次申請 (調整会議に来た 団体のみ)

※仮の日にちです。月末までにクラブ間で調整できる日程を決めてください。

※予約日の事前調整が有効です。オンラインシステムでの予約重複分については、自動抽選で決定します。活動したい日に体育館が利用できなくなる可能性があるため、可能な限り「事前調整」で枠を確保します。

学校の体育館施設での活動は、「可児市立小中学校体育施設開放事業」での利用となります。

令和8年度から、休日の中学校体育館施設を使用する場合は、「オンライン予約申請」が必要となります。使用については、以下の流れとなります。

体育館施設	内容
①団体登録	・登録フォームから団体登録を行います。
②予約・抽選結果の通知	・「施設予約システム」から体育館施設の使用予約申請をします。 ・予約申請した抽選結果が通知されます。
④再予約	・予約の抽選結果から漏れた場合、調整会議、B&G海洋センターにて、空き状況に応じ予約ができます。
⑤鍵の受け取り 施設の開錠	【各クラブに配布した鍵を使用する場合】 ・金曜日に顧問から部長へ施設の鍵等が入った「活動袋」を渡します。 ・部長は活動日に地域指導者に「活動袋」を渡し、施設を開錠します。 【各クラブに配布した鍵を使用しない場合】 ・B&G海洋センター、地区センターで鍵を受け取ります。 ・体育館入口設置のスマートキーボックスを利用する場合は、通知された暗証番号でキーボックスを開錠、鍵を取り出す。
⑥活動終了後、施錠	・活動終了後、体育館施設を施錠。鍵を返却します。

※指針に定める活動時間内での地域クラブ活動は、使用料を減免とします。

※詳細は市HPをご確認ください。

#### (4) 体育館施設以外を使用する場合

休日は8:00から18:00までの間で、学校部活動顧問と相談の上、活動時間を決定してください。

体育館施設以外	内容
①鍵の受け渡し 施設の開錠	・金曜日に顧問から部長へ施設の鍵等が入った「活動袋」を渡します。 ・部長は活動日に地域指導者に「活動袋」を渡し、施設を開錠します。
②活動の実施	・地域クラブ活動を行います。
③施設の施錠、 鍵の受け渡し	・施設の片づけを行い、施設の施錠を行ったら、地域指導者は鍵及びファイル等を「活動袋」に入れて、部長に渡します。 ・月曜日に部長から顧問へ「活動袋」を返却します。

## (5) 利用時・利用後の注意点

利用者は、利用現場にいる者の中から責任者を定め、責任者が学校施設の安全な利用の確保に努めるとともに、下記の事項を守って利用してください。

また、非常時には、文化スポーツ課または学校への連絡等、その他必要な処置をとってください。

### ア. 利用時

- ① 利用開始時間より前から利用はできません。
- ② 自動車やバイク、自転車は決められた場所に停車してください。
- ③ 施設が不良の時は利用を中止し、UNICにご連絡ください。
- ④ 許可内容（時間、種目、使用面、備品）に限り利用できます。
- ⑤ 用具及び備品は、原則として利用者が用意してください。ただし、学校から利用許可を得ているものについては利用できます。
- ⑥ 施設内での飲食は、水分補給を除きできません。
- ⑦ 体育館の排煙窓を、換気の目的で開閉しないでください。
- ⑧ 利用施設以外には絶対に入らないでください。(責任者を中心に徹底してください。)
- ⑨ 本書に記載されている諸規定を守ってください。

### イ. 利用後

- ① 利用時に出たごみは、ゴミ箱を使用せず持ち帰るようにしてください。
- ② 備品等整理清掃、施錠消灯等の点検は、利用時間内におこなってください。
- ③ 利用後は、すみやかに施設から退出してください。
- ④ 門扉の閉め忘れにご注意ください。
- ⑤ 各クラブに配布した鍵を使用する場合、鍵を利用終了後、部長に「活動袋」を手渡し、月曜日に部長から顧問へ返却してください。

## (6) 遵守事項・責任等

- ・利用時に生じた事故には、利用者の責任で対応してください。責任者は、速やかにUNICへ事故内容を報告してください。(別添2)
- ・責任者は施設の破損時には直ちに文化スポーツ課へ報告し、その指示に従うとともに、すみやかに復旧してください。
- ・利用者は、教育委員会が定めた施錠管理方法を遵守してください。
- ・許可を受けた目的以外に利用しないでください。
- ・利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないでください。
- ・利用の権利を他人に譲渡し又は転貸しないでください。
- ・近隣住民に迷惑をかける恐れのある行為をしないでください。
- ・その他、市及び教育委員会が別途定める指針及び規則等を厳守してください。

## (7) その他

- ① 学校施設内は全面禁煙です。(駐車場も同様となります。)
- ② 学校の都合により、利用が許可された後に、取消・変更を行うことがあります。
- ③ 校内の物品は、学校長の許可なく移動または撤去しないでください。
- ④ 各校には下表のとおりAEDが設置してあります。事前に場所を確認してください。
- ⑤ この手引きに定めのない事項または疑義が生じた際は、文化スポーツ課及び学校で協議して定めます。

### AED設置場所一覧

学校名	屋外設置	建物内設置	計
蘇南	体育館玄関前	1階・職員玄関	2
中部	体育館玄関前	1階・職員玄関、2階・職員室前	3
西可児	体育館玄関前	1階・職員室前、2階・教室棟廊下、 3階・教室棟廊下	4
東可児	体育館玄関前	1階・保健室前、2階・北校舎廊下	3
広陵	体育館玄関前	1階・図書館前	2

## 10. 中学校以外の施設利用・減免について

学校部活動及び地域クラブ活動で市内公共施設（地区センター、体育施設（カヤバスタジアム、市原産業スポーツフィールドは除く））を使用する場合は、中学生期のスポーツ・文化活動の推進と公平性・公益性の観点から、以下のとおり使用料を減免します。

※申請方法等については施設毎の規定に従ってください。

### (1) 「地域クラブ活動」・「部活動（中学校・高校）」に関する減免等の取扱い

#### ア. 学校開放について

##### 〈学校開放〉

○可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針に定めのある活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）と対象とします。

平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）

休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）

○減免時間を超えた利用は有料とします。

※平日3時間、休日4時間を超える申請をした場合は、超えた部分のみが有料になるのではなく、利用時間すべてが有料（減免対象外）となります。

○大会の場合は、「学校体育施設優先利用申請書」と「大会要項」と提出で減免（無料）

#### イ. 可児市体育施設について

##### 〈体育施設〉

○利用月の前月20日以降の申請の場合、

・指針に定めのある活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）と対象とします。

平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）

休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）

・減免時間を超えた場合は有料とします。

※平日3時間、休日4時間を超える申請をした場合は、超えた部分のみが有料になるのではなく、利用時間すべてが有料（減免対象外）となります。

○利用月の前月19日以前に予約の場合は有料。

○大会の場合は、「学校体育施設優先利用申請書」と「大会要項」と提出で減免（無料）します。

○可児市運動公園スタジアム（KYBスタジアム）については、減免はありません。

#### ウ. テニスコートについて

##### 【テニスコートの利用について】

##### 〈鳴子近隣公園テニスコート〉

○指針に定めのある活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）対象とします。

平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）

休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）

○利用コートは2面までです。

○減免面数（2面）・減免時間（平日は3時間、休日は4時間）を超えた利用は有料とします。

※平日3時間、休日4時間を超える申請をした場合は、超えた部分のみが有料になるのではなく、利用時間すべてが有料（減免対象外）となります。

○減免利用時であっても、照明料金は有料

#### 〈可児市運動公園テニスコート（KYBテニスコート）〉

○指針に定めのある活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）と対象とします。

平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）

休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）

○利用コートは3面までです。

○減免面数（3面）・減免時間（平日は3時間、休日は4時間）を超えた利用は有料とします。

※平日3時間、休日4時間を超える申請をした場合は、超えた部分のみが有料になるのではなく、利用時間すべてが有料（減免対象外）となります。

○減免利用時であっても、照明料金は有料

#### エ. 地区センターについて（手引き抜粋）

##### 3. 学校の部活動及び地域クラブ活動に係る利用料について

- ・学校の部活動及び地域クラブ活動で地区センターを利用する場合は、中学生期のスポーツ・文化活動の推進と公平性・公益性の観点から、以下のとおり利用料を免除する。（この場合の申請者は学校名又は学校長名、市に登録されている地域クラブ名（共和中学校の吹奏楽部（ブラビアーツ）を含む。）であること。）

○指針に定めのある活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）と対象とします。

平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）

休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）

○減免時間を超えた場合は有料となります。

○大会の場合は、「学校体育施設優先利用申請書」と「大会要項」と提出で減免（無料）します。

○地域クラブ活動に関わる打合せ等での会議室利用等については、使用目的を明確に示したうえで減免（無料）とする。

- ・学校が部活動又は地域クラブ活動と承認していない活動（部活動の練習後、部活動に入部している一部の生徒と保護者がレベル向上のために行う強化練習等）の場合は、下記理由に基づき利用料の免除を行わない。

※「地域クラブ活動」とは、学校の働き方改革を踏まえ、休日すなわち教員が勤務を要しない日について、部活動を補完するものとして、地域の力を借りて、地域の活動として実施していくための実施団体であり、部活動と同じ活動である。

※学校部活動及び地域クラブ活動にない他のスポーツ・文化団体の利用については利用料を徴収していること、学校体育施設開放事業（文化スポーツ課所管。学校部活動及び地域クラブ活動以外は有料とする取扱いとなっている。）との整合性を図る必要があること、部活動に属する生徒の一部が対象であり公平性に欠けること等

### 【減免について】

- ・減免の対象となるのは、可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針（以下「指針」。）に規定のある活動時間内の活動を減免の対象とする。（ただし、活動内容により減免の対象とすることもあ  
る。）
- 活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）対象。  
平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）  
休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）
- 減免時間を超えた場合は有料。
  - ・平日3時間、休日4時間を超える申請をした場合は、超えた部分が有料になるのではなく、利  
用時間すべてを有料（減免対象外）とする。
- 練習試合の場合も減免対象。
- 大会の場合は、「学校体育施設優先使用申請書」と「大会要項」と提出で減免（無料）。
- 減免対象施設
  - ・地区センター
  - ・体育施設（カヤバスタジアム、市原産業スポーツフィールドは除く）
  - ・鳴子近隣公園テニスコート：使用コートは2面まで。
  - ・可児市運動公園テニスコート（カヤバテニスコート）：使用コートは3面まで。※テニスコートにおいては、減免利用時であっても照明料金は有料。
- 減免対象外施設
  - ・可児市文化創造センター
  - ・カヤバスタジアム
  - ・市原産業スポーツフィールド
- 申請について
  - ・申請を行う際には、地域クラブ活動名で申請。
  - ・プラスワン活動による申請の場合も地域クラブ活動名で申請。※地域クラブ活動名以外での申請（例：○○中○○保護者会名など）は、減免対象外とする。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

地域クラブ活動の各種登録、届出の内容については、学校部活動及び地域クラブ活動の円滑な運営を目的として、所属する中学校、可児市地域クラブ活動推進会議、実施主体であるUNICに提供します。このことについて、保護者会において各生徒、保護者の同意を得た上で地域クラブ活動の届出、キントーンでの会員登録等をしていただきますようお願いいたします。

なお、上記の目的以外には利用しません。

## 12. 問い合わせ先

### (1) 地域クラブ活動に関する問い合わせ・相談窓口

#### 可児市 市民文化部 文化スポーツ課

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

TEL : 0574-62-1111 (内線2433、2434)

Mail : [sports@city.kani.lg.jp](mailto:sports@city.kani.lg.jp)

#### 可児市ホームページ

(<https://www.city.kani.lg.jp/23308.htm>)

- 可児市中学生期のスポーツ・文化指針、手引き
- 地域クラブを開始する時
- 地域クラブ活動アプリ（キントーン）について
- 地域指導者講習、地域指導者公募について
- スポーツ安全保険、安全管理、UNICについて 等

#### 【可児市ホームページ】



### (2) 地域クラブに関する会員登録・保険・地域指導者報酬の支払いについて

#### 可児UNICスポーツクラブ事務局

〒509-0242 可児市谷迫間806番地2 (可児青少年育成センター/錬成館内)

TEL : 0574-63-0673

Mail : [kani-UNIC@ma.ctlk.ne.jp](mailto:kani-UNIC@ma.ctlk.ne.jp)



## △△中学校〇〇部・クラブ 保護者会規約

(趣旨)

第1条 この規約は△△中学校〇〇部・クラブ（以下、「〇〇部・クラブ」という。）が行う活動の運営に関する事項について定める。

(位置付け)

第2条 本規約に記載する活動は、可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針（以下、「指針」という。）に基づき行うものであり、部活動顧問によって決められる指導方針等に従って行うものである。

(目的)

第3条 〇〇部・クラブは、学校の部活動顧問が行う学校部活動に加え、部活動を補完する活動である地域クラブ活動、さらに、保護者会が主体となるプラスワン活動を行うものとし、地域クラブ活動やプラスワン活動において、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動するものとする。

(組織)

第4条 〇〇部・クラブは、次のとおり構成する。

- (1) 学校部活動・・・指導者＝部活動顧問、生徒＝学校に届け出た者
- (2) 地域クラブ活動・・・指導者＝地域指導者、生徒＝地域クラブ活動への参加を届け出て、可児 UNIC に加入した者
- (3) プラスワン活動・・・指導者＝地域指導者等、生徒＝(2)の内、参加を希望する者

2 前項(1)に所属する生徒の保護者及び指導者によって〇〇部・クラブ保護者会（以下、「保護者会」という。）を組織する。

(役員)

第5条 〇〇部・クラブの円滑な運営を図るため、保護者会に次のとおり役員を設ける。

- (1) 会長・・・保護者会、地域クラブ活動の責任者として、組織を総括する。
- (2) 副会長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会計・・・会の会計を行う。
- (4) 書記・・・会議の議事録を作成する。
- (5) 監査・・・会計を監査する。

2 任期は〇月〇日から翌年〇月末日までの1年間とし、再任は妨げない。

(指導者)

第6条 地域クラブ活動における地域指導者は、指針に基づき保護者会が委嘱する。

(会議)

第7条 総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、所属する生徒の全保護者及び地域指導者とし、会長が招集する。
- 3 議事は出席者の過半数により議決する。
- 4 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 5 総会は次の事項を承認及び議決する。
  - (1) 事業計画・予算、決算
  - (2) 規約の制定、改正・役員を選出
  - (3) その他必要な事項
- 6 役員会は必要に応じて開催し、目的を達成するために必要な事項を協議議決する。

(活動)

第8条 学校部活動においては、学校管理下で行われるため、部活動顧問の指示により、生徒を支援する。また、地域クラブ部活動及びプラスワン活動は、第6条に規定した地域指導者の監督下で行うものとし、保護者会が活動を支援する。

2 地域クラブ活動及びプラスワン活動の時間及び場所については、各月の活動計画表を作成し、指針に定める活動時間や休養日を遵守する。

3 傷害等に備え、所属する生徒及び地域指導者は、必ず傷害保険や賠償責任保険に加入する。

4 活動に必要な設備や物品については、それぞれの活動における施設管理者と協議して管理する。

5 プラスワン活動は、地域クラブ活動に所属する生徒の内、更なる活動を希望する者が練習する場とし、プラスワン活動への参加の有無によって、学校部活動及び地域クラブ活動における不利益等が起こらないよう留意するものとする。

(経費)

第9条 会費、寄付金及びその他をもって充てる。

(会費)

第10条 学校部活動及び地域クラブ活動の経費として、月額〇〇円とする。

2 プラスワン活動に参加する者は月額〇〇円を加算する。

3 臨時に経費が生じる場合は、役員会において決定し、徴収することができる。

(会計年度)

第11条 毎年〇月〇日に始まり、翌年の〇月末日をもって終わる。

(委任)

第12条 本規約によらないものは、役員会において協議し、会長が決定する。

付則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

△△中学校〇〇部・クラブ 活動計画書

活動目標	
責任者	
指導者	
活動日	
活動時間	
活動内容	
その他	
通常練習以外の活動予定（年間） ※プラスワン活動についても記載	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

## △中学校〇〇部・クラブ 収支計画書

### ○収入の部

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要
繰越金			
会費			
雑収入			
合計			

### ○支出の部

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要
活動費			
保険料			
指導者報酬			
事務費			
予備費			
合計			

備考

### ○収入の部（プラスワン活動分）

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要
会費			
雑収入			
合計			

### ○支出の部（プラスワン活動分）

項目	本年度予算額	前年度決算額	摘要
活動費			
合計			

備考

## 可児UNIC会員 保険の手続きについて

一般社団法人 可児UNICスポーツクラブ  
理事長 長屋 良則

### ◆ 事故（けが）があった場合

対応者：地域クラブ保護者代表者 or 事故（けが）の当事者（保護者）

① 活動中、会員に事故があり医療機関を受診した場合には速やかに当クラブ事務局（63-0673）に連絡をしてください。 ※平日9時～17時

⇒ スポーツ安全保険は、医療費の実費や個人で購入された薬等の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

⇒ 建物等を破損した場合は、施設管理者と可児UNIC事務局へ連絡をしてください。

② 当クラブ事務局員が事故報告の連絡を受け、保険会社へ事故報告をします。その後、10日前後で保険会社から事故の当事者（保護者）へ保険金請求に必要な書類一式が郵送で届きます。

③ 通院が終了又はしたら、事故の当事者（保護者）は保険金請求に必要な書類に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れ、郵送してください。

④ 保険金の振込が確認できたら、当クラブ事務局へご連絡ください。これで事故があった時の手続きは終了です。

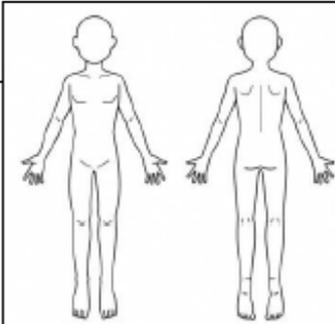
※保険内容などについての詳細は、【スポーツ安全保険】を検索しご参照ください。  
その他ご不明な点がございましたら、当クラブ事務局へお問い合わせください。

問い合わせ：一社)可児UNICスポーツクラブ

TEL 0574-63-0673 9時～17時(土日祝祭日除く)

### 事故聞き取り用紙

※以下の項目をお聞きします。

連絡受領日時	20 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
(講座)名			連絡者名
名(ふりがな)	会員No.	氏名	(幼 小 中 高 一 シ)
故発生日時	20 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
生 場 所	体育館 グラウンド その他 ( )		
況	活動区分	活動中 移動中 その他 ( )	
	何をしている時		
	何をして どうなったのか ・住所確認 ・生年月日確認 ・連絡先 入院の有・無		



# **緊急対応マニュアル**

## **～地域クラブ活動中の救急体制～**

**令和6年4月**

**可児市**

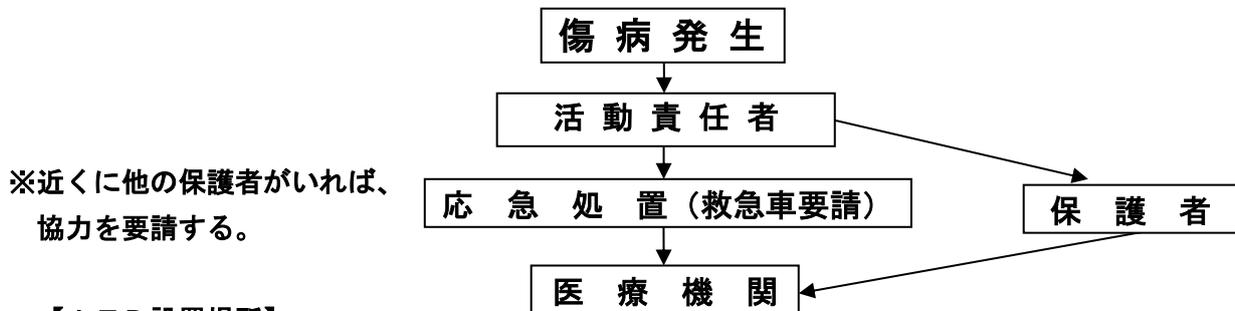
**可児市教育委員会**

**可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会準備会**

## 1 救急処置心得

- (1) 的確な判断で…急を要するか、病院へ搬送すべきか、応急処置でよいか
- (2) 冷静な態度……あわてることなく、自信のある態度と処置
- (3) 敏速な行動……傷病者をみて、まずしなければならないことは何か、応急処置、連絡などその場に応じた適切な処置

## 2 救急処置対応



### 【AED設置場所】

学校名	屋外設置	建物内設置	計
蘇南中学校	体育館玄関前	1階・職員玄関	2
中部中学校	体育館玄関前	1階・職員玄関、2階・職員室前	3
西可児中学校	体育館玄関前	1階・職員室前、2階・教室棟廊下、3階・教室棟廊下	4
東可児中学校	体育館玄関前	1階・保健室前、2階・北校舎廊下	3
広陵中学校	体育館玄関前	1階・図書館前	2

## 3 移送

### 生命に危険と判断される場合

心臓発作、転落事故（頭部外傷）、内臓破裂、広範囲の火傷、その他重傷のため生命に危険があると思われる場合は、速やかに救急車を呼ぶ。

【救急車への連絡方法】 119「救急です。」

- ・活動場所の住所、電話番号および通報者指名
  - ・患者の状況……いつ、どこで、どうして、どうなったか（転落、意識不明、出血）
  - ・応急処置の報告……今までに行った応急処置を報告し、次の指示を尋ねる。
  - ・目標物、進入経路を告げる……わかりやすい場所に立って救急車を誘導する。
- ※移送の同行者は相談し、あらかじめ決めておく。

### 救急車要請の基準

- ・意識消失の持続するもの
- ・ショック症状の持続するもの
- ・けいれんが持続するもの
- ・激痛の持続するもの
- ・多量の出血が持続するもの
- ・大きな開放創をもつもの
- ・広範囲の火傷を受けたもの

### 生命に危険はないが、医療を必要とする場合

- ・保護者に連絡を取り、活動場所へ来てもらう。
- ・保護者に連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで待つ。

### 事後措置

- ・医療機関で受診した場合は、速やかに文化スポーツ課へ連絡する。

# 事故対応の流れ 迷わず、落ち着いて、命を守り抜く強い意志をもって！



## 死戦期呼吸（あえぎ呼吸）とけいれんについて

- 心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりあえぐような呼吸や『けいれん』が認められることがあります。突然、目の前で卒倒し、**いつもと様子が違う呼吸やけいれんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。**
- 心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったり AED を使用したりしても大きな問題は起こりません。
- ※ **『死戦期呼吸』や『けいれん』の判断ができない場合や、自信がもてない場合は、胸骨圧迫と AED の使用を開始します。**

# ＋ 救急車の呼び方

## 1 「救急」であることを伝える。

119番通報をしたら、まず、「救急です」と伝える。

## 2 「住所」を伝える。

「可児市今渡112番地 蘇南中学校です。」

## 3 「事故や傷病者の状態」を説明する。

・「誰が、どのようにして、どうなったか」を簡潔に伝える。

## 4 「通報者の名前、電話番号」を伝える。

「私は、〇〇〇〇です。私の携帯番号は、〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇です。」

## 5 <救急車の到着時>

救急車を誘導する。

救急隊が到着したら、行った応急処置、容態の変化、傷病者の既往歴などを報告する。

### 救急要請が必要な場合

- ・意識がない。
- ・呼吸停止、心臓停止で心肺蘇生法が必要。
- ・呼吸困難。
- ・頭部打撲、意識状態がよくない。
- ・腹部打撲、痛みが強く、嘔吐や吐き気がする。
- ・激しい腹痛。
- ・胸痛がする。
- ・けがをして、出血がひどい。
- ・脊髄を損傷した恐れがあり、手足の一部が麻痺している。
- ・広範囲なやけど。
- ・痙攣が続いている。





## 準備するとよい応急手当の物品

- 絆創膏
- 滅菌ガーゼ
- テープ
- 消毒液
- 湿布
- 包帯
- ティッシュ



他に必要だと  
思うものは  
保護者クラブで  
相談して加えて  
ください。

飲み薬には  
各個人で  
準備するように  
してください。



## すり傷・きり傷・さし傷・かまれた傷

### すり傷

傷口を水道水で洗い流します。砂や泥が残っていると化膿しやすいので、洗いながら取りのぞきます（強くこすらないように）。出血していたら、清潔なハンカチやガーゼで止血します。



### さし傷

くぎや木片などがささったら、抜いて、流水できれいにします。

傷が深いとき、木片が傷の中に残っているとき、汚れたもの・サビたくぎがささったときなどは、必ず受診しましょう。



### きり傷

刃物やガラスなど鋭いもので切った傷は、水道水で洗った後、清潔なハンカチやガーゼで止血します。

深く切ったときは、神経が傷ついていることがあります。ガラスで切ったときは、かけらが残っていることもあります。受診しましょう。

### かまれた傷

傷口を水道水で洗い流します。

動物や虫などにかまれたときは、感染のリスクが高いため、必ず受診しましょう。



## だぼく・ねんざ

すぐに、しっかり応急手当をすることが早く治すポイントです。応急手当の基本は「RICE」です。

### R est (安静)

安静にします。無理に動かしたり、もんだり、ひっぱったりしてはいけません。

### I ce (冷却)

氷や保冷剤等を患部にあて、15分ほど冷やして感覚がなくなったらはずし、痛みが出たら冷やします。  
※氷や保冷剤等がない場合、流水（水道水）を患部に当てる、バケツ等に浸んだ水に患部を入れることで代用できます。

### C ompression (圧迫)

スポンジなどをあてて、テープや弾性包帯で軽く圧迫するように巻きます。

### E levation (挙上)

患部を心臓より高くあげます。



RICEは受診するまでの応急処置。骨折や脱臼をしていることもあるので、痛みやはれがひどいときは受診しましょう。





## 骨折かもしれない

骨折をだぼくやねんざと見分けるのはむずかしく、“かもしれない”と思ったら骨折の応急手当を。

### 骨折を疑ったほうがよいときは

- 変形している
- 力が入らない
- はれている
- 冷や汗をかいている
- 少し触るだけで痛い
- 今まで味わったことがない痛みがある
- 色が変わっている

### 骨折の応急手当

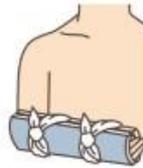
RICE処置が基本です

- Rest (安静)
- Ice (冷却)
- Compression (圧迫)
- Elevation (挙上)

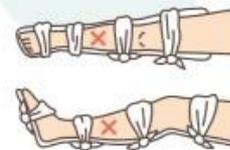
骨折していたら、安静にして「固定」することが大切です。

### 固定するときには

- 変形していても、そのまま固定する
- 骨折している部分の上下2つの関節を固定する
- 患部を固定するために添える物は、段ボール・傘・ものさし・雑誌(右図)など、長いものなら何でも大丈夫です。患部にあて、包帯などでとめます。



包帯をきつく巻きすぎると血流が悪くなるので注意しましょう。



## やけど

やけどはすぐに冷やすことが大切です。

### 冷やし方

洗面器などに水をためて、水道水を出しっぱなしにしながら、5分くらい冷やし、一旦(5分くらい)時間をあけて、また5分冷やします。これを30分くらい返します。



- シャワーを直接あててもいいです
- 氷は冷えすぎるので使いません
- 服の上からやけどしたときは、脱がずにそのまま冷やします
- 水ぶくれはつぶさないようにします
- 「冷やすシート」でやけどは冷やせません



受診したほうがよいときは

- 赤くはれて強く痛む
- 水ぶくれができています
- 皮ふが黒くなったり、白くなったりしている



緊急ではなくても、受診が望ましいです。



## 目に異物が入った

目に異物が入ったときは、何が入ったかによって対処方法が違います。

### 虫やホコリ

まばたきをくり返すと、たいていは涙と一緒に流れ出ていきます。取れないときは、水を入れた洗面器に顔をつけて、まばたきしてみましょう。

### 砂やゴミ

虫やホコリと同じ対処方法です。それでもなかなか取れずに痛みや違和感が続くときは、眼科でみてもらいましょう。取れないからといって目をこすると、傷がついてしまうのでやめましょう。



### 鉄粉

鉄粉はささってしまうため、まばたきでは取れません。サビがついていると目に変色して危険なので、できるだけ早く眼科へ。

### 化学薬品

化学薬品が目接触到している時間が長いほど、目の障害は重症になります。すぐに流水で洗い始め、一刻も早く眼科へ。



## 鼻血がでた

ほとんどの鼻血は、鼻の穴から1 cmほど奥の場所からの出血です。

### 鼻血の止め方

- ① いすなどに座って安静にします。
- ② 顔は少し下向きに。
- ③ 小鼻を親指と人さし指でつまみ、強く押します。

圧迫



多くの場合、10～15分で止まります。

これはまちがい!

- ✗ 血が垂れないように上を向く … 血がのどに流れてしまい、飲みこむと気分が悪くなります
- ✗ 首の後ろをトントンたたく …… まったく意味がありません
- ✗ ティッシュペーパーをつめる … 紙が粘膜にこびりついて、はがすときに再び出血します



受診したほうがよいときは

- 30分以上圧迫しても止まらないとき
- 顔色が悪い、ふらつく、冷や汗がでる、呼吸や脈が速いとき
- 顔や鼻、頭をぶつけて鼻血がでたときは、骨折を疑い受診します



## 歯が欠けた・折れた・抜けた

歯科医院を受診しましょう。

### 病院へ行く前に

- 血がでているときは、清潔なガーゼをかんで止血しましょう。
- 歯のかけらや折れた歯、抜けた歯は乾燥させないことが、  
一番大切！ 専用の保存液か牛乳につけて保存しましょう。

保存状態がよければ、  
うまくくっつく可能性が  
あります。

※専用の保存液は「歯の保存液」として薬局で購入できます。



治療が早ければ早いほど、元にもどせる可能性は高くなります。できれば30分以内に受診を！



してはいけない！

✖ 歯根膜は歯とあごの骨をくっつけるための大切な組織。とても弱いので、絶対に触ってはいけません。

✖ 泥などで汚れているときは、水道水をチョロチョロ出し、数秒間、軽くすすぎます。ゴシゴシとこすってはいけません。



このときも、歯冠を持って、歯根膜を触らないように！



## 熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～

令和6年5月20日改訂版  
岐阜県教育委員会

- ◎各学校の実情に応じて、熱中症予防に関する情報収集・情報共有の方法や意思決定のルート等の体制を定めておくこと  
◎各学校において「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」に収録されたチェックリストを適切かつ効果的に活用すること

活動場所の 乾球温度	活動場所の WBGT	分類	管理職	学校行事等の 責任者	担当者〔学級担任、 教科担任、行事担当者等〕
35℃以上	危険 33℃以上	体育・スポーツ活動 (例) 体育授業、部活動、球技大会、体育祭、校外活動、合宿等	○中止・スポーツ活動は中止、休止、延期、内容の変更等 ・体育授業は活動場所及び内容の変更	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握	【教育活動における対応例】 ①生徒等に対して給水指示の徹底 また、涼しい場所で一定時間休憩するよう指示 ②生徒等の健康状態の確認、把握 ③WBGT測定器による会場の環境状態の確認 (WBGT測定器を用いて暑さ指数を活動前、活動中の2回以上必ず測定) ④上記②と③について、管理職又は責任者に状況を報告
		教育活動全般 (例) 始業式、終業式、文化祭、全校集会、講演会等 屋外での活動等	○原則、内容の変更又は中止を検討 (例) オンライン等による教室での実施等を指示		
	危険 31℃以上	体育・スポーツ活動 (例) 体育授業、部活動、球技大会、体育祭、校外活動、合宿等	○原則、中止を検討 ・スポーツ活動は休止、延期、内容の変更等を指示 ・体育授業は活動場所及び内容の変更等を指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等の中止又は内容の変更等について協議	
教育活動全般 (例) 始業式、終業式、文化祭、全校集会、講演会等 屋外での活動等	○原則、内容の変更又は中止を検討 (例) オンライン等による教室での実施等を指示				
31℃以上～ 35℃未満	厳重警戒 28℃～ 31℃	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○原則、活動時間の短縮又は中止を検討 ・環境の状態を変化させる対応を含む (例) 散水等により、グラウンドの温度を下げる等を指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等の活動時間の短縮等について協議	【教育活動における対応例】 ①生徒等の健康状態の確認 ②WBGT測定器による会場の環境状態の確認 (WBGT測定器を用いて暑さ指数を活動前、活動中の2回以上必ず測定) ③上記について、管理職又は責任者に状況を報告 (活動をする上での留意点) ⑦風通しのよい日陰やエアコンが効いている室内など休憩ができる環境の確保 ①生徒等の直近数日間の健康観察による状況確認、把握 ⑧生徒等の心身の状況を考慮した運動量 (強度・時間) の配慮 ⑨状況に応じた休憩時間の確保
28℃以上～ 31℃未満	警戒 25℃～ 28℃	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○定期的な休憩を取り入れる等必要な指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等での休憩の設定等について協議	④熱中症の兆候への注視 ⑦状況に応じた水分・塩分の補給 ⑩服装 (軽装) ・器具への配慮
28℃未満	注意 21℃～ 25℃	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○状況把握に努め適宜必要な指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告	⑤状況に応じた休憩時間の確保 ⑥熱中症の兆候への注視 ⑦状況に応じた水分・塩分の補給 ⑩服装 (軽装) ・器具への配慮

※熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)、熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート) 発表時の学校対応については【別添】を参照。

※教育活動全般への対応は、WBGT31℃以上の対応に準じて行う

※部活動における各種大会への参加については、大会主催者の指示に従うこと

## 熱中症の症状



**!** 応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

## 熱中症が疑われる人を見かけたら(主な応急処置)

❄ エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難

❄ 衣服をゆるめ、からだを冷やす  
(首の周り、脇の下、足の付け根など)

❄ 水分・塩分、経口補水液※などを補給  
※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



**チェック!** 自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、**ためらわずに救急車を呼びましょう!**



## ご注意

### 暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

### 室内でも熱中症予防!

暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

### 高齢者や子ども、障害のある方は、特に注意が必要!

熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。また、子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

こまめに水分補給

